

(1) 第1回 通関業務サブワーキングでの 「急増する輸入貨物への対応」に係るご意見



2023年10月13日
輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

項番	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
1	2. 次期仕様 ※運送場所関係	（意見） 通関士の日々の処理で条件が複雑すぎると誤入力の原因となる。輸入者と異なる運送先は1項目のみとし、運送先が複数の場合は全てMSX業務で送付する等、運送先入力をシンプルにしていきたい。	頂いたご意見を踏まえ、輸入者の住所と異なる運送先が2か所以上ある場合は、MSX業務による添付を行っていただくこととします。よって、IDA業務の共通部における運送場所の所在地及び名称等に係る入力項目については、繰返し項目とはせずに1か所のみ入力可能とします。また、欄部に運送場所確認欄を設けることを検討していましたが、当該項目追加は取り止めることとします。 なお、運送場所が2か所以上ある場合でも、主たる貨物の運送先1か所について、運送場所の所在地及び名称等を入力していただくことを想定しております（それ以外はMSX業務による添付）。また、MSX業務で添付するファイルについて、あらかじめ税関が指定するファイル形式・項目の並び順で作成していただくことを検討しております。
2		（意見） 運送先が輸入者と異なる場合、顧客によっては運送先が100か所以上と膨大な数になる場合もある。運送先が2か所以上の場合は全てMSX業務によるリスト提出を可能としていきたい。	
3		（意見）（SWG後） 運送先で入力する内容が非常に複雑になっています。2ヶ所以上はMSXが良いのではないのでしょうか。	
4		（意見）（SWG後） 運送先の入力に関して2箇所以上の運送先は想定していないが、仮に2箇所以上存在した場合は非常に入力の手間が発生するので【その他】での入力でお許しいただきたい。	
5		（質問） インボイス上複数の配送先があり、どの貨物をどの配達先に配送するか不明な場合の具体的な入力方法についてもご教示願いたい。	

項番	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
6	2. 次期仕様 ※運送場所関係	（意見）（SWG後） （運送場所の入力について）通関業者と輸入者等にとっても負担が大きすぎるため、運送先を申告する対象は、通関貨物のみとして頂きたいと考えます。	関税法施行令に定められているとおり、貨物に係る運送契約において、輸入許可後の運送先として、輸入者の住所と異なる場所が定められている場合は、通関貨物に関わらず入力が必要となります。
7		（意見）（SWG後） 業者負担を軽減するために、国内運送先の入力補助が必要です。 運送場所の所在地欄の郵便番号以外が4分割入力なので、入力作業軽減のために、郵便番号からの自動補完機能の追加と自動補完される情報は住所欄 1 から3までとし、4以降に番地以降の情報の登録とする仕様にして欲しい。	郵便番号から住所を自動補完する仕組みを実装する予定はございません。
8		（意見） （運送場所の入力で税関記事欄を利用することについて）特にMIC業務の場合、税関記事欄は無く記事欄のため、自由入力可能な記事欄は自社システムを利用する者の観点からも残していただきたい。	上記、項番1～5の回答のとおり、輸入者の住所と異なる運送先が2か所以上ある場合は、MSX業務による添付を行っていただくこととしましたので、税関記事欄は利用しません。 なお、航空マニフェスト通関申告では、小口の貨物を扱うので、1 申告で運送先が複数あるケースは無いと思われます。

項番	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
9	2. 次期仕様 ※運送場所関係	（質問） （運送場所の入力に関して）輸入申告前に引取による引渡しを希望された場合、どのタイミングでどう入力するかご教示いただきたい。	輸入申告の時点で、貨物に係る運送契約において定められている内容に基づき入力してください。「運送場所の名称等」については、運送場所の名称か、その運送契約により運送場所において貨物の引渡しを受ける者が定められている場合にはその者の氏名又は名称を入力してください。
10		（意見） 運送契約自体は引取りではなく、運送契約後に受取人が希望して引取りに来ることが多い。申告前に引取りのリクエストがある場合であっても、申告は運送契約の情報で行うこととしていただきたい。	

項番	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
11	2. 次期仕様 ※通関貨物等識別	（意見） 通関貨物等識別について複数の社にヒアリングしたところ、取扱貨物が通関貨物であるか必ずしもわからないとのことであった。その他の場合の「3：その他貨物」は、通関貨物であるか不明な場合も含まれる認識でよい。入力にはできる限り協力するつもりであるが現実的に不明な場合が必ず出てくるので、不明な場合の運用を検討いただきたい。	関税法施行令に定められているとおり、通関貨物の該非入力は必須であることから、通関手続の受託の際に確認をお願いいたします。
12		（意見） 通関貨物等識別のFS利用貨物について、申告の際判明している場合と判明していない場合がある。当初「3：その他貨物」で申告し「2：FS利用貨物」であることが判明した場合、申告後訂正が求められるのか、また訂正によって非違扱いになるのかご教示いただきたい。	FS利用貨物の該否は法令上任意項目であり、申告の段階で把握している範囲の情報に基づき入力してください。申告後にFS利用貨物かどうか新たに判明しても訂正いただく必要はありません。
13		（意見）（SWG後） 通関貨物等識別に関してFS貨物以外は現状「3」を入力するようになっていますが、入力しなくても済むようにならないでしょうか。	関税法施行令において、通関貨物に該当するか否かを申告していただくことになっておりますので、該当しない場合も該当しないことを識別番号の入力で示していただきたいと思いますと考えております。

項番	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
14	2. 次期仕様 ※プラットフォーム等 コード	（意見） プラットフォーム等コードは、任意項目としていただきたい。 輸出者自身が運営しているサイトの場合無数にあり、プラットフォーム等コードがどのくらい登録されるか未確定な状況ではあるが、多数の貨物に対しバスケットコードと名称を全て入力していくことは非常に煩雑である。輸出者(仕出人)とプラットフォーム事業者が同一の場合は、通販貨物等識別に「1：通販貨物である場合」を入力しプラットフォーム等コードの入力は省略する、もしくは別のコードを入力することでプラットフォーム等コードの入力は省略させていただきたい。 プラットフォーム等コードが輸出者と同一の場合の入力省略が不可の場合、通関業者からリクエストしプラットフォームコードの登録を随時行っていただき、登録手続きの簡素化・迅速化を図っていただきたい。	「通販貨物」に該当する場合、プラットフォーム等コードの入力は必須とさせていただきますが、当該コードの登録頻度や登録手続き等について、ご意見も踏まえ、引き続き検討いたします。
15		（質問） 複数のプラットフォームで購入した貨物をまとめて1配送となった場合のプラットフォーム等コードはどう入力する想定か。	ご質問の件については、購入者側の委託を受けて配送するものと考えられるため、関税法施行令の「通販貨物」に該当しないと考えられます。

項番	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
16	2. 次期仕様 ※帳票	（意見）（SWG後） 変更後の帳票レイアウトに関して、特別な理由がない限り、仕出人の下に運送場所欄に続けて通販貨物等欄として欲しい。	今回追加する項目は貨物に係る内容であり、運送場所の所在地及び名称等は「積出地」や「保税地域」の後に続く内容となりますので、その下に表示したいと考えております。 また、通販貨物等に係る項目も、貨物の個数や重量等、貨物に係る基本情報の後に表示したいと考えております。